

平成26年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

平成25年12月24日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）及び平成25年度国土交通省事後評価実施計画（平成25年8月27日最終変更）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価及び再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成26年度予算概算要求に係る評価として、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業について新規事業採択時評価1件、再評価1件を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	土井 亨
港湾整備事業	中原 八一

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。	評価項目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の主な評価項目		
	費用	便益			
河川・ダム事業 (代替法、CVM)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定年平均被害軽減期待額 ・流況改善効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等を取りまく状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等 	水管理・国土保全局
港湾整備事業 (消費者余剰法)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・管理運営費 ・再投資費 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストの削減(貨物) ・移動コストの削減(旅客) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化 ・地元等との調整状況 ・環境等への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・各港の港湾統計資料 	港湾局

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

平成26年度予算に係る新規事業採択時評価について
(平成25年12月時点)

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
港湾整備事業	直轄事業	1
合 計		1

平成26年度予算に係る再評価について (平成25年12月時点)

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	直轄事業等					1	1	1			
合計		0	0	0	0	1	1	1	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

新規事業採択時評価結果一覧 (平成25年12月現在)

【公共事業関係費】
【港湾整備事業】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					B/C
相馬港 航路・泊地整備事業 東北地方整備局	63 〔20〕	413	<p>【内訳】 船舶の大型化による輸送コスト削減:411億円 残存価値:1.9億円</p> <p>【主な根拠】 平成39年度予測取扱貨物量:71万トン/年</p>	56	7.4	<p>①国内立地企業へのエネルギー安定供給による産業競争力の強化 本事業の実施により、LNGを安価で安定的に供給することが可能となり、国内製造業の競争力強化および地域の雇用確保に寄与する。</p> <p>②多重性（リダンダンシー）の確保によるエネルギー供給の安定性向上 日本海側のLNG輸入配分基地に加え、太平洋側にも基地を整備することにより、大規模地震等により一方の機能が失われた場合の支援体制が確保され、ガス供給機能の早期復旧が可能となるなど、エネルギー供給の安定性が向上する。</p> <p>③LNGを利活用する新たな産業の立地促進と震災からの復興支援 LNG基地の立地に伴い、発電や冷熱利用倉庫等の新たな企業立地が期待される。また、企業立地が進むことにより雇用が増大し、定住人口の拡大、活力あるまちづくりが進展し、被災地の復興、地域経済活性化に寄与する。</p> <p>④温室効果ガスの排出量減少等による環境負荷の低減 船舶の大型化により、輸送時のCO2、NOxの排出量が低減される。</p>	港湾局 計画課 (課長 菊地 身智雄)

※〔 〕内は内数で港湾整備事業費

再評価結果一覧 (平成25年12月現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B/C				
ハツ場ダム建設事業 関東地方整備局	その他	4,600				24,166	3,694	6.5	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川では、近年においても、平成10年9月、13年9月、14年7月、16年10月、19年9月に浸水被害が発生している。 ・利根川では、昭和47年から平成25年の間に15回の濁水が発生している。 ・ハツ場ダムでは1都4県で約11m³/sの暫定豊水水利権を許可している。(開発水量約22m³/sの約半分) ・このため、浸水被害および濁水被害の早期解消が必要である。 ・なお、河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、事業実施により利根川流域で、最大孤立者数が8洪水平均で約80万人から約72万人に、電力の停止による影響人口が8洪水平均で約206万人から約190万人に低減されると想定される。